

令和6年12月

伊那市議会定例会 委員会提出議案書

令和6年12月20日

令和 6 年 1 2 月伊那市議会定例会 委員会提出議案 目次

委員会提出議案第 3 号 伊那市議会の個人情報の保護に関する条例 の一部を改正する条例……………	4
---	---

伊那市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

伊那市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年伊那市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
第52条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第15条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第52条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第15条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。
第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

旧	新
第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

令和6年12月20日提出

伊那市議会 議会運営委員会
委員長 唐澤 千明

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。